

大好き大竹応援大使登録制度実施要綱

令和3年大竹市告示第25号

(目的)

第1条 この要綱は、市の魅力を発信し、応援する者を大好き大竹応援大使(以下「大使」という。)として市が登録することにより、大使の活動を通じて効果的に市の魅力を発信し、もって市の認知度及びイメージの向上と地域の活性化を図ることを目的とする。

(役割)

第2条 大使は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市の魅力を積極的に宣伝すること。
- (2) 市が実施する各種事業に可能な範囲で協力すること。
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めること。

(登録要件)

第3条 大使として登録できる者は、市在住者、市出身者又は市に縁がある者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ソーシャル・ネットワーキング・サービス等において、自己のアカウントの登録者が1,000人を超える者又はこれと同等の情報発信力を有すると認められる者
- (2) 定期的にテレビ、ラジオ等に出演し、又は新聞、雑誌等に寄稿するなど情報通信媒体を通じて一定の認知がされている者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、特に市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、大使として登録しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する営業等を行っている者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(昭和40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている者
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- (4) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (5) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団・暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団・暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(登録)

第4条 大使として登録されることを希望する者は、大好き大竹応援大使登録申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付け、当該申請書を提出した者が前条に規定する登録要件に該当すると認めるときは、速やかに大使として登録するとともに、当該申請書を提出した者に対し、大好き大竹応援大使登録通知書（別記様式第2号。以下「登録通知書」という。）により通知するものとする。

（任期等）

第5条 大使の任期は、登録通知書により登録を通知した日からとし、終期は定めないものとする。

2 市長は、次に掲げる場合は、大使の登録を抹消し、第3号の場合を除き、大好き大竹応援大使登録抹消通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（1）本人から辞退の申出があったとき。

（2）大使として相応しくない行為があったとき。

（3）大使が死亡し、又はその所在が不明となったとき。

（4）第3条第2項各号のいずれかに該当すると判明したとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が大使として登録することが適当でない判断したとき。

（活動報告等）

第6条 市長は、大使に個別の業務を要請した場合は、大好き大竹応援大使活用事業報告書（別記様式第4号）を作成するものとする。

2 市長は、大使に対し、大好き大竹応援大使活動報告書（別記様式第5号）の提出を求めることができるものとする。

（謝礼等）

第7条 市長は、特に個別の業務を要請する場合を除き、原則として大使に対して金銭は支払わないものとする。

2 市長は、大使が第2条の役割を担うために必要な物品等を予算の範囲内で提供することができるものとする。

（庶務）

第8条 大使に関する庶務は、企画財政課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。